

令和6年度 豊南小学校

ストップいじめ・不登校アクションプラン

教職員のアクション

◎「すべての子どもが大切にされ、いじめのない学校づくり」に向け、共通理解・共通実践をする。

- ・「いじめは絶対に許さない。いじめられている人を守る。」ということを児童・保護者・地域に宣言する。
- ・豊かな人間関係を育む力を培い「正義」と「思いやり」の気持ちを育むよう年間計画を立てる。
- ・いじめは絶対に許さないということを、日常の教育実践の基本とする。
- ・授業改善に努め、授業を通じて、「自己有用感」「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。

◎いじめの早期発見に努める。

- ・「悩みや相談をしっかりと聴く」ことを中心に組織的な教育相談体制を充実させる。
- ・些細な変化を見逃さないように、休み時間等において子どもとのふれあいを深め、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめが見過ごされないよう、月末に児童へのアンケートを実施し、それとともに教育相談週間を設定して児童一人一人の悩みを把握できるようにする。

◎研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化を図る。

- ・「報告」「連絡」「相談」「確認」を校内で十分に機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ・児童や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を重ねる。
- ・信頼される教師を目ざし、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員自らが努力する。また、ホームページや学校だより等で、いじめ問題の取り組みを発信する。

子どものアクション

◎いじめのない明るい学校づくり

- ・すすんであいさつをする。
- ・掃除を一生懸命する。
- ・友だちを人として認め、大切にする。
- ・正しい言葉遣いをする。
- ・自分がされて嫌なことはしない。
- ・悩んだときは誰かに相談する。

家庭や地域と連携したアクション

- ・学校だより等で、いじめの取り組みについて知らせる。(全家庭、地域回覧)
- ・学校評議員会でいじめの取り組みについて協議する。

基本的な対応手順

①事実確認と教職員間での情報の共有

- 早急に対応を始める。
- 事実関係を正確に把握する。
- 複数の教職員で連携して対応する。
- 全教職員で情報を共有する。

②サポートチームによる対応

- 管理職や関係教職員で協議を行い、事実関係を明確にする。
- サポートチームを組む。
- 関係機関等との連携を図る。

③適切な支援・指導

◎いじめられた子どもへの支援

- 子どものつらい気持ちを受容的・共感的に受け止めながら心の安定を図る。
- 心身の安全を保障する。
- 心のケアに努める。
- 必要に応じてグループ替えや席替えなどの配慮を行う。

◎いじめられた子どもの保護者に対して

- 保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。
- これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。

■いじめた子どもへの指導・措置

- 本人の言い分をじっくりと聞く。
- 他人の痛みを理解できるような指導を根気強く行う。
- 集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導する。
- 複数の教員で同時に個々の子どもの指導に当たるなどの工夫をする。
- いじめた子どもの情緒の安定を図りながら改善の方向を探る。
- 深刻ないじめを行う子どもに対し、出席停止や警察との連携も含め、教育委員会と相談しながら対応を考える。

■いじめた子どもの保護者に対して

- 学校と家庭が連携して子どもを育てていくという姿勢で保護者の対応にあたる。
- いじめた子どもの保護者が、いじめられている子どもに非があると考えている場合には、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるようにする。
- 必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

◆すべての子どもへの指導

- いじめは、自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底させる。また、いじめを傍観することは、許されない行為であるという自覚を促す。

◆全ての保護者に対して

- 場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取り扱いに留意しつつ、事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

④指導の継続

- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。